

# 商店街で開業を希望されている方へ

令和4年度版

R4. 4. 1

公益財団法人ひょうご産業活性化センターでは、商店街の活性化を図るため、空き店舗を活用して新規出店する場合に、家賃と改装費の一部について補助金を交付しています。（補助対象者、補助率、補助限度額等は、「商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業のご案内」をご参照ください。）

商店街での開業を希望し、この補助金の活用をご検討されている方は、市町の補助・助成を受けることが必要です。まずは出店を希望する商店街のある市町に相談の後、下記の「Q&A」と「商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業のながれ(別紙)」を参考に、お近くの商工会・商工会議所、又は当センターへお問い合わせください。

## 記

**Q : 補助対象となる商店街の空き店舗はどんなものですか？**

**A : 商店街に関する条件は、次のとおりです。**

- |   |
|---|
| ①会則があり、役員を選出していること(任意の組合等でも可)                     |
| ②会則に基づき会費を徴収し、地域住民に向けて共同で売り出しやイベント等の販促活動を行っていること  |
| ③商業集積や商店街活性化に取り組む意志があり、 <b>開業希望者の出店について同意すること</b> |
| ④大企業等が管理運営する大型商業施設等である場合は、テナントの多くが中小企業であること       |

**A : 空き店舗に関する条件は、次のとおりです。**

- |  |
|--|
| ①商店街の範囲内にあること                                  |
| ②前の事業者が撤退した後、3ヶ月以上継続して営業活動が行われていない店舗であること      |
| ③開業希望者が自ら所有する店舗でないこと（※その他の条件有: 下記のA①参照）        |
| ④暴力団及び反社会的勢力団体並びにこれらの関係者が所有する店舗でないこと           |
| ⑤賃貸借契約を急かされている店舗でないこと（※補助金の交付決定までに2ヶ月程度を要します。） |

**Q : 空き店舗の確認をしましたが、その他にも条件はありますか？**

**A : 他の条件は次のとおりです。**

① 空き店舗の所有者との関係等について

- ・所有者と密接な関係にある場合は対象外となります。

(密接な関係とは)

生計を一にする場合、3親等以内の親族である場合、開業希望者(又は所有者)が経営する法人・団体等の役員又は従業員を有する場合等

② 事業内容について

- ・小売業、飲食店、サービス業等(注)であって、商店街、商業の活性化に寄与するものが対象です。

(注)原則として信用保証協会の保証対象となる業種で、不特定多数の消費者を対象として営業するものが対象です。

(対象外の例)

事務所、倉庫、車庫、病院・診療所・調剤薬局・鍼灸接骨院等の医療関係施設、介護福祉関係施設、大手フランチャイズ店、無店舗小売業、金融・保険業、娯楽業、スナック、風俗営業等

### ③ 商店街との関係について

・この制度は商店街の活性化を目的としておりますので、出店するに当たっては商店街の代表者の同意書が必要となります。また、開業後は速やかに商店街の会員(組合員等)となり、商店街活動に参加いただくことが必要となります。

・商店街内における店舗移転や商店街から他の商店街への店舗移転は、対象外となります。また、過去に同様の補助金を受けて商店街に出店した者が、撤退して再度出店する場合なども対象外となります。

- ④ 事業の着手(賃貸契約締結、工事請負契約の締結、工事着手)は**ひょうご産業活性化センターの交付決定日以降まで待っていただく必要があります。**  
(詳しくは、「商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業応募の流れ」をご参照ください。)

#### Q : 法人、団体は対象となりますか？

A : 中小企業者・小規模企業者も対象とする場合があります。出店する店舗の運営責任者が若者(令和4年度に申請する方は令和4年4月1日現在50歳未満)または女性に該当する必要があります。なお、政治・宗教活動を行う団体、暴力団及び反社会的勢力団体並びにこれらの関係者(暴力団員等を事業に関与させるほか、社会的に非難されるべき関係を有する場合を含む)は対象外です。

#### Q : 実際にこの制度を活用する場合はどうすれば良いですか？

A : まずは、開業プラン(店舗の立地状況、商品・サービスの内容、近隣の競合店舗の状況、販売方法、必要な設備・人員・技術・資格・許認可、資金繰り等)を、ある程度具体的にまとめて、お近くの市町、商工会・商工会議所又は当センターにご相談ください。

#### その他の注意事項

・補助対象経費の詳細は次のとおりです。

①店舗賃借料は、店舗部分を補助対象経費とします。なお、賃借料に店舗以外が含まれている場合は、面積按分して店舗部分の補助対象経費を算定します。

(対象外の例)

管理費、駐車場代、共益費、光熱水費、敷金、礼金、保証金、仲介手数料、消費税等

②店舗改装費は、最低限必要となる店舗部分の内装、撤去、ファサード(正面外装)整備、給排水衛生設備、電気、空調・ガス配管等の工事費を補助対象経費とします。なお、工事費に店舗以外が含まれている場合は、面積按分して店舗部分の補助対象経費を算定します。

(対象外の例)

・ショーケース、机、椅子、テレビ、パソコン、エアコン、冷蔵庫、レジ、調理機器等の什器備品  
・什器備品の移設費や廃棄処分費、各種申請手数料等  
・必要以上に高価な照明器具、看板等  
・消費税

補助金を受けられるまでの手続きは  
「商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業の流れ」を参照してください。

#### 問い合わせ先

公益財団法人ひょうご産業活性化センター 経営推進部 経営・商業支援課  
TEL:(078)977-9116 FAX:(078)977-9119